

個人林業者 間伐材買取制度について



地域のエネルギーで地域に笑顔を

気仙沼地域エネルギー開発株式会社

〒988-0017 気仙沼市南町1-2-6
0226-22-7338 FAX0226-22-7339

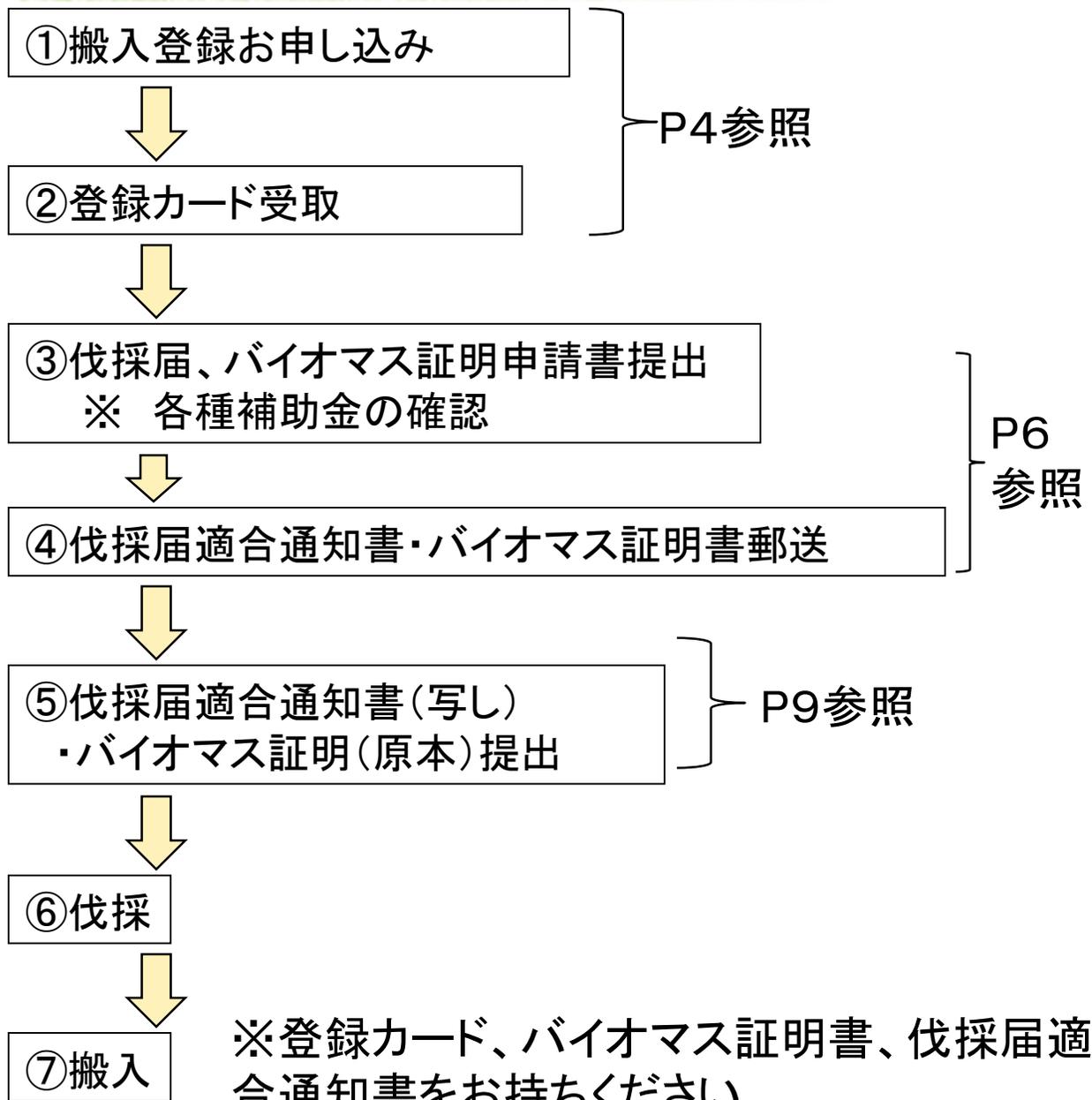
2016年1月28日

買取対象の間伐材は、山の手入れをしながら森林資源を育成していく過程で出る材とします。

受け入れ木材規格

- ・ 樹種は問いません
- ・ 直径(末口)は10cm以上
- ・ 枝葉は対象外
- ・ 木材を湿潤基準50%(木材を伐倒して2ヵ月程度自然乾燥した状態)で搬入することを原則とします。
- ・ 可能な限り、2m、4m、6m前後に揃えて搬入してください
- ・ 2m以下のタンコ口等も受け入れいたしますが、根や土がついている材、腐り材は受け入れできません。
- ・ 建築廃材は対象外

☀ 間伐材の買い取りの流れ



林業者 ⇒ 地域エネルギー

地域エネルギー ⇒ 林業者

林業者 ⇒ 市農林課林政係

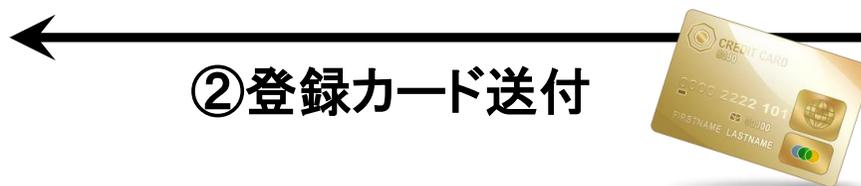
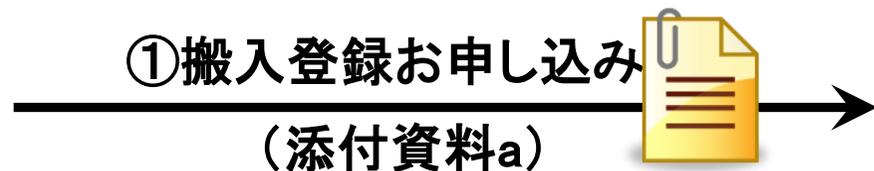
市農林課林政係 ⇒ 林業者

林業者 ⇒ 地域エネルギー

☀️ ①搬入登録お申し込み ②登録カード送付

木材搬入は、予め本制度に登録している方に限らせていただきます。
所定の申込み用紙(別紙参照)にご記入のうえ、弊社へお申し込みください。

林業者



〈登録に必要なもの〉

- ・印鑑
- ・免許証などの身分証明書の写し



搬入登録お申し込み書 (添付資料a)

間伐材搬入登録申込書

個人用

平成 年 月 日

気仙沼地域エネルギー開発株式会社 御中

間伐材搬入登録を間伐材搬入登録者ヒアリングシートを添えて申し込みいたします。なお、申し込みにあたっては、「個人林業者 間伐材買取制度」を遵守することを誓約いたします。

お名前フリガナ	
お名前	印
ご住所	〒

※申し込み書ご提出の際には、免許証等の証明書のコピーを添えて、郵送または気仙沼地域エネルギー開発(株)事務所へご持参ください。

【弊社使用欄】※ご記入は不要です。

受付日	担当者	登録番号	発行No.	発送日

◎ ヒアリングシート

間伐材搬入登録者ヒアリングシート

■ 個人情報 ※ 氏名、住所は記入不要です。

フリガナ		住所	〒
氏名 (記入不要)	様	(記入不要)	
生年月日	年 月 日	年齢	歳
固定電話	- -	職業	農業 漁業 林業 会社員 会社役員
F A X	- -	(複数可)	団体役員 その他 ()
携帯電話	- -	PCアドレス	@
携帯アドレス	@		※不明の箇所は未記入で結構です！
◆以下の中で、弊社からの案内文が1番受けやすいものに○をお願い致します。			
パソコンメール / 携帯メール / ファックス / 郵送			

■ 以下の質問に対して該当の項目に○をお願い致します。

【Q.1】ご自分(又は家族)で山林を所有されていますか。

①持っていない ②1町歩未満 ③1~10町歩 ④11~20町歩 ⑤21~30町歩 ⑥31町歩以上
⑦わからない

【Q.1-2】山林整備を依頼される可能性のある山はありますか。(例:親戚の山など)

①ない ②1町歩未満 ③1~10町歩 ④11~20町歩 ⑤21~30町歩 ⑥31町歩以上
⑦わからない

【Q.2】どのような機械を所有されていますか。(複数回答可)

①チェーンソー ②運搬車両(軽トラ / トントラック / その他)
③ユンボ(トン) ④林内作業車 ⑤その他 ()

【Q.3】どのくらいの頻度で山林作業に従事されていますか。

①毎日~週数回 ②月に何日か 日程度 ③年に何日か 日程度
④時期によって違う (夏: 日程度、冬: 日程度) ⑤ほとんどない

【Q.4】今後、林業に従事する時間はどの程度確保できますか。

①週に 日程度 ②月に 日程度 ③年に 日程度 ④ほとんどない

【Q.5】ご自分で不安なくできる作業、及び手続きを教えてください。

①伐倒 ②集材 / 玉切り ③搬出 ④作業道敷設 ⑤刈り払い ⑥伐倒計画立て(選木)
⑦森林経営計画の立案 ⑧伐採届・バイオマス証明の取得(市農林課にて)

【Q.6】市農林課から伐採届・バイオマス証明等の取得されたことはありますか。

①取得済み ②やったことがない

【Q.7】共同作業者はいますか。

①いる (家族 / 仲間 / 友人 / 近所の人 / その他) → 名程度
②いない

裏面に続く



③伐採届、バイオマス証明申請書提出

④伐採届適合通知書・バイオマス証明 郵送

お手数でございますが、気仙沼市役所にて手続きを行ってください。

※弊社にて木材を燃料に発電し、電力会社に売電しますが、売電の際、木材の伐採住所等についての証明書が必要になります。

林業者



伐採届(添付資料b)
バイオマス証明申請書(添付資料c)



伐採届適合通知書(添付資料d)
バイオマス証明(添付資料e)



※2週間程度で市役所から郵送されます

気仙沼市役所
農林課



市役所に行く際には印鑑をご用意ください。また届出に当たり伐採箇所を地図で確認いたしますので事前に伐採箇所を調べておく必要があります。

- ※ 伐採届は伐採開始の30日前までの申請が必要です。
- ※ 山主と木材搬出者が異なる場合、バイオマス証明申請者が違います。
- ※ 各種補助金申請をご確認下さい。



③伐採届、バイオマス証明申請書 提出

伐採届(添付資料b)

添付資料b

4 規則第7条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

※平成25年 7月 8日
 気仙沼市長 菅原 茂 殿 ※ 伐採始期の前30～90日前で届出書を提出すること。
 住所 気仙沼市 徳町二丁目4-19

森林所有者 氏名 気仙沼 太郎 印
 住所 気仙沼市〇〇〇
 届出人 氏名 〇〇 林業 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
 1 森林の所在場所(林小班: 9、は、1) ※林小班が分からない場合は農林課で調べて記入。

気仙沼	市	郡	町	大字	町	字	241	地番
-----	---	---	---	----	---	---	-----	----

2 伐採の計画

伐採面積	0.38 ha		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	20%
伐採樹種	スギ		
伐採齢	51年生		
伐採の期間	平成25年8月12日から平成25年11月30日		

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画 ※間伐後は造林を伴わないため記入不要

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

バイオマス証明申請書(添付資料c)

添付資料c

別記1 合法性・持続可能性及び発電利用に供する
 間伐材等由来のバイオマス証明依頼申請書

平成25年 7月 8日

気仙沼市長 殿

(届出人)
 住所 気仙沼市 徳町二丁目4-19
 氏名 気仙沼 太郎

以下の物件は記載内容の通りに伐採に当たって森林法に基づく適切な手続きを踏まえたものであること誓約し、同物件の合法性及び発電利用に供する間伐材等由来のバイオマス証明を依頼します。

記

1 木質バイオマスの種類	① 間伐材 ② 保安林から出材された木材 ③ 森林経営計画対象森林から出材された木材 ④ その他()
2 伐採箇所(林小班)	森林所有者 住所 気仙沼市 徳町二丁目4-19 氏名 気仙沼 太郎 森林の所在場所: 気仙沼市 町浦241 (林小班: 9、は、1) ① 普通林 ② 保安林
3 樹種	スギ
4 伐採面積(ha)	0.38 ha
5 数量(m ³)	約 29 m ³ ※森林簿データから総材積144m ³ ×20%
6 伐採手続き	① 伐採届 ② 施業計画・森林経営計画適合 ③ 保安林伐採許可 ④ その他() 関係書類コピーを添付
7 販売計画	① 気仙沼地域エネルギー開発㈱に約 29m ³ 全て販売します ② 他の業者にも販売します ()
8 業界団体認定を受けられない事情	① 業を営んでいない ② その他()

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。
 また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、15条伐採届及び森林経営計画の認定書の写しを添付。

伐採届適合通知書(添付資料d)

添付資料d

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

気農第 ○○ 号
平成25年 7月18日

森林所有者等 様

気仙沼市長 菅原 茂

平成25年 7月 8日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので通知する。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所：気仙沼市町浦241

伐採面積：0.38ha

伐採の方法：間伐

伐採樹種・伐採齢：スギ・51年生

伐採期間：平成25年8月12日から平成25年11月30日

伐採後の造林方法：

バイオマス証明(添付資料e)

添付資料e

気農第 ○○ 号
平成25年 7月18日

合法性・持続可能性及び発電利用に供する
間伐材等由来のバイオマス証明

届出人 殿

気仙沼市長
(担当：産業部森林課)

下記の物件は、合法性・持続可能性及び間伐材等由来の木質バイオマスであり、発電利用に供する間伐材等由来のバイオマスであることを証明します。

記

- 合法性・持続可能性及び間伐材等由来の木質バイオマスの種類
間伐材
- 伐採箇所
 - ・森林所有者：住所 気仙沼市 俣町二丁目4-19
氏名 俣仙沼 太郎
 - ・森林所在場所：気仙沼市 町浦241
(林小班： 9、は、1)
- 伐採面積 (ha)
0.38 ha
- 樹 種
スギ
- 数量 (m³)
約 29 m³
- 伐採届出(許可)年月日
平成25年 7月 8日
- 保安林伐採
 - ・許可書発行者 宮城県知事
 - ・伐採許可番号 気農第○○○号

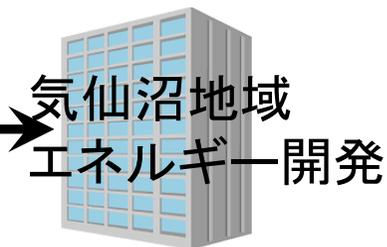
 ⑤伐採届適合通知書(写し)・バイオマス証明(写し)提出

気仙沼市役所より交付された書類を弊社にご提出お願いいたします。

林業者



伐採届適合通知書(写し)
間伐材等由来のバイオマス証明(原本)

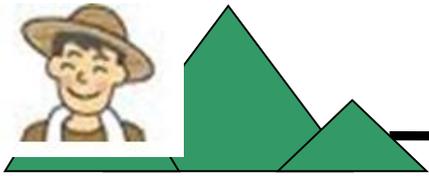


※郵送または事務所へご持参ください。
(材搬入時、土場にお持ちいただいても結構です)

☀️ ⑥伐採 ⑦搬入

木材搬入時は、

- ・その日の搬入木材の山のバイオマス証明書の写し、伐採届適合通知書の写し
 - ・バイオマス証明の届出人名義の登録カード
- をご持参ください



山林所有者：山田さん
届出人：山田さん
山の住所：町裏241



搬出：山田さん



※上記例の場合、「町裏241」のバイオマス証明、山田さんの登録カードをご持参ください。
※バイオマス証明書および伐採届適合通知書の写しは、毎回搬入時にご提出をお願いいたします。
あらかじめ複数枚のコピーをご準備いただくと便利です。

材搬入者とバイオマス証明届出人が異なる場合は、届出人のカードを借り、持参してください。

	山林所有者	バイオマス証明届出人 	材搬入者		搬入時持参物 (カード、バイオマス証明)
①	山林所有者A	山林所有者A	山林所有者A	➡	山林所有者Aのもの
②	山林所有者A	山林所有者A	代理人B	➡	山林所有者Aのもの
③	山林所有者A	代理人B	代理人B	➡	代理人Bのもの
④	山林所有者A	代理人B	代理人C	➡	代理人Bのもの



森林所有者の皆さまへ

間伐材の搬出経費を補助します。

気仙沼市は、平成26年1月から用材・未利用材に関わらず間伐材を搬出した場合に、搬出量に応じて定額で搬出経費を補助する事業をスタートしますのでお知らせします。

補助対象者	：市内の素材生産を営む法人及び団体、森林所有者等		
補助対象経費	：市内から搬出した間伐材の運搬経費		
補助額	：定額	用材	1m ³ あたり 500円
		未利用材	1m ³ あたり 1,000円

◆注意事項

- 平成26年1月以降に間伐材を搬出する経費が対象となります。
- 補助を受ける場合は市に対し事前の補助申請と作業終了後の実績報告が必要となります。
- 重量取引（トン）で計算されているものについては、重量（トン）に0.75をかけて立方（m³）で再計算します。
- 間伐作業前、作業中、作業後の写真が必要となります。
- 取引先の伝票の写しが必要となります。

問い合わせ先

気仙沼市産業部農林課林政係 電話0226-22-6600 内線543 547

交付申請書

間伐材搬出事業補助金交付申請書

年 月 日

気仙沼市長 宛

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

電話 （ ）

間伐材搬出事業を下記のとおり実施したいので、気仙沼市間伐材搬出事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

2 補助金交付申請額 金 円

3 関係書類

- 事業計画書
- 間伐箇所的位置図（縮尺5000分の1程度）
- 事業着手前の間伐箇所の写真
- 間伐材又は未利用間伐材の搬出に要する費用の見積書
- その他市長が必要と認める書類



事業計画例

(別紙)

事業計画書

1. 事業名

2. 事業主体

3. 間伐の場所

4. 間伐面積

5. 間伐期間

6. 間伐材の種類および搬出量

間伐材	m ³
未利用間伐材	m ³
合計	m ³

7. 搬出先

8. 事業収支予算額

収入

科目	予算額	備考
市補助金	円	
その他	円	
計	円	

支出

科目	予算額	備考
	円	
	円	
	円	
計	円	

間伐材搬出事業補助金交付決定通知書

気仙沼市指令第 号

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者)

年 月 日付で交付申請のあった間伐材搬出事業補助金について、下記のとおり交付決定したので、気仙沼市間伐材搬出事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

気仙沼市長

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、間伐材搬出事業計画変更 (中止又は廃止) 承認申請書 (様式第4号) により市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の総額の20パーセントを超えない範囲で減額する軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は返還させることができる。
- (4) 補助事業に係る書類は、当該補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

現在の買取り価格は以下となります。

ただし、「伐採届適合通知書」、「間伐材等由来のバイオマス証明」のご提出が必須となります。

木材買取り価格

6,000円／トン

(現金3,000円 + 地域通貨リネリア3,000円)

※買取り価格は市場の環境や業務形態により改定することがあるものとします。

☀️ 地域通貨 リネリアについて

木材買取り額の半額は、気仙沼市内の参加店舗で使用できる独自の地域通貨リネリアを発行します。

木材、エネルギー、経済の地域内循環を目指します。

＜資源・経済の循環 全体図＞



＜券面見本＞



- 加盟店舗 156店
市内の復興商店街、スーパー、小売店舗、ガソリンスタンドなどで利用できます。
- 有効期限は6か月、つり銭は出ません。